

# がまごおり協働のまちづくりに向けて

## 報 告

平成17年3月

がまごおり協働まちづくり推進委員会

## 目 次

はじめに	1
<b>1．協働のまちづくり</b>	
（1）なぜ協働のまちづくりなのか	2
多様化する市民ニーズと行政サービスの限界	2
地方分権における市民との合意形成	2
限られた財源の効率的活用	3
実施体制の伴う事業計画	3
市民がサービスの受け手から担い手になるシナリオ	3
（2）協働のまちづくりの範囲	4
<b>2．協働の取組み状況と課題</b>	
（1）取組み状況	6
（2）課題	7
市民と行政とのコミュニケーション不足	7
協働に未成熟な市民と行政	7
日常的な人材連携(ネットワーク)化の環境整備	7
直接参加の前の関わりづくり	7
市民活動支援	8
<b>3．協働のまちづくりの条件</b>	
（1）市民と行政とのコミュニケーションの必要性	9
（2）参加の可能性と機会を広げる工夫	9
（3）市民と行政の役割確認	9
（4）先進事例の共有と市民による評価	10
（5）市民活動団体への支援策	10
（6）公益性の高い市民活動団体に対する行政財産の活用	10
（7）各活動の評価と協働発展のための方策	11
<b>4．協働のまちづくり推進方策</b>	
（1）市民と行政との合意形成の環境づくり	12
（2）協働モデル事業の推進	12
（3）具体的な推進策	12
おわりに	15
資料	16

## はじめに

21世紀を迎えた今、蒲都市でも少子高齢化が進み、子どもの数が減少し、高齢世帯が増えています。また、核家族化も進み、地域における助け合いも希薄になっています。

さらに、「地方のことは地方に、民間にできることは民間に。」と、国から地方、官から民へと権限が移り、地域によるアイデアと自己責任でのまちづくりが求められています。

こうしたことから、市町村の国や県へのお任せ姿勢、市民もお役人任せの姿勢を変えて、自らが地域をかえるために行動をおこさないと、自分たちの生活はよくなる時代に入るといえます。

これからは、市民も蒲都市の公共サービスに対し、ときには提言し、チェックし、一緒に働く仕組みが重要になります。「自ら考え、動き、そして楽しむ。」そのために、協働のまちづくりに向けた方針が必要になります。

### 用語の使い分け

この方針では市民・住民あるいは参加・参画について以下のように用語を使い分けます。

市民：市内在住者、市民活動団体および市内企業あるいは蒲都市のまちづくりに関わる者を表す場合

住民：対象が一定の地域に限定される場合

参加：まちづくりの協力者的立場での関わり方を表す場合

参画：まちづくりの担い手としての参加や責任を伴う参加を表す場合

# 1. 協働のまちづくり

## (1) なぜ協働のまちづくりなのか

『協働』とは愛知県が作成した「あいち協働ルールブック 2004」では、「様々な主体が、主体的、自主的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを言う。」とあります。

第三次蒲郡市総合計画においても、「市民参画と協働のまちづくり」を主要課題の一つとしてとらえ、基本構想の中のまちづくりの基本理念で「新しい時代の中で、社会経済の変化を的確にとらえ、市民・企業・行政が協働して、積極的にまちづくりを展開する。」ことを宣言しています。また、まちづくりの柱の一つとして「市民とともに歩むまちづくり」を基本目標に掲げ、施策の大綱に「地域住民相互の連帯強化や自治意識の高揚に努め、活発なコミュニティ活動の促進を図る。」と市民活動の促進を掲げています。これを前提にこの方針では、協働とは、「市民福祉向上のため、市民が自主的に取り組んでいる活動、また行政が主体的に取り組んでいる事業において、共有する領域については対等の立場で相互に力を合わせて目的のために協力し合う。」ことであると考えます。

協働のまちづくりは、1990年代から各地で取り組みが始まっています。ここでは、改めてその背景と課題を整理してみます。

### 多様化する市民ニーズと行政サービスの限界

市民の関心が、地域や家庭においてこれまで取り残されてきた問題へ移り始めました。ゴミ処分・環境汚染・青少年育成・高齢者介護などは、社会的課題として専門家による改善への取り組みがなされ、様々な改善策が打ち出されていますが、特効薬となるものは見つかりません。

市民自らが興味・関心を高めて関わりを持ち、自身の課題としてとらえていくことが重要です。

### 【課題】

新しい地方自治として、市民とともに歩む行政のあり方が問われています。市民の意識や行動がまちを大きく左右する時代に、市民の知恵と行政の経験を出し合える仕組みが必要となります。

### 地方分権における市民との合意形成

こうした中で、行政は市民との合意を図り、関心を高めてもらうため、多くの事業でアンケートや市民への説明を重視してきました。その中では、地域代表として発言する男性の意見に偏り、女性や子供の意見は見落とされがちでした。想定している利用者と意見集約の方法に違和感を覚える市民が増えています。

## 【課題】

市民と行政とで実際の利用者の検討を行った後、より詳細な配慮をするために、実際の利用者との直接対面式の意見集約の仕組みが必要です。

### 限られた財源の効率的活用

全体的な意見集約の下で実施された多くの事業に、いったい誰のための配慮なのか分からない中途半端なハード整備や改善計画があるという問題点を指摘する市民が多くいます。また、計画はできて実施体制が確立していない事業も見受けられます。

このようにしてつくられたまちは、使いにくいまちになりがちです。数字ではなく、顔の見えるまちづくりが求められています。利用者の意見を取りいれて施設改修をした場合と多額の費用をかけてマニュアルどおりに新規施設を造った場合とを比べたとき、新規施設は見た目の満足度は高いものの、使用上の満足度は利用者の意見が入ったものの方が高くなるケースもあります。

造る側・管理者側の価値観だけでは利用者の満足度は上がりません。現に他都市では、利用者ニーズの想定の下に造られた駅が、実際の利用者からの指摘を受けて数年後に改修された例もあります。

## 【課題】

ますます地方財政の厳しくなる状況下で、企画・実施担当者が、実際の利用者から直接の意見を聞き、事業計画に反映させる仕組みが必要となっています。

### 実施体制の伴う事業計画

財政状況が悪化し、市民ニーズが多様化する一方で、行政の効率化・スリム化が求められています。このような中、実施体制の見通しがないまま、実施に向けての会議が開催され、事業計画が立案されることがあり、市民から「絵に描いた餅」と指摘される場面があります。

## 【課題】

事業計画を立案するとき、いわゆる当て職などの委員だけで検討すると、計画者と市民ニーズの結びつきが弱く、事業の実施体制が確立されず、継続性に欠けることとなります。また、市民と行政が共に取り組む意識が薄れ一部の偏った市民のみに理解される事業となり、行政主体の事業実施になりがちとなります。幅広い市民参画を促すような事業計画にする必要があります。

### 市民がサービスの受け手から担い手に変わるシナリオ

市民全てが最初からまちづくりに対する詳細な目標を持っているわけではなく、現状を知り、関わり、改善意識を持ち、他の意見を意識することで目標が持てるようになります。多くの市民は、これまでにこうした経験がほとんど無いまま、事業可否を求められるアンケートに戸惑いを感じて、回答することを放棄してきました。市民への説明においても、ほぼ計画が決まった段階で説明を受けることがこれまでに繰り返されてきました。

しかし、市民の中にも、ボランティア活動や学校におけるまちづくりの学習を通して、まちづくりに興味・関心を持つ人が徐々に増えてきました。行政も特色ある地域づくりを進めるため、趣味的な活動や公益的な活動を行うグループ・市民に期待を寄せています。現状では、行政からの呼びかけで始まった連携事業が多いものの、まちの清掃活動や花壇の維持管理等まちづくりへの市民の関わりが増え始めています。

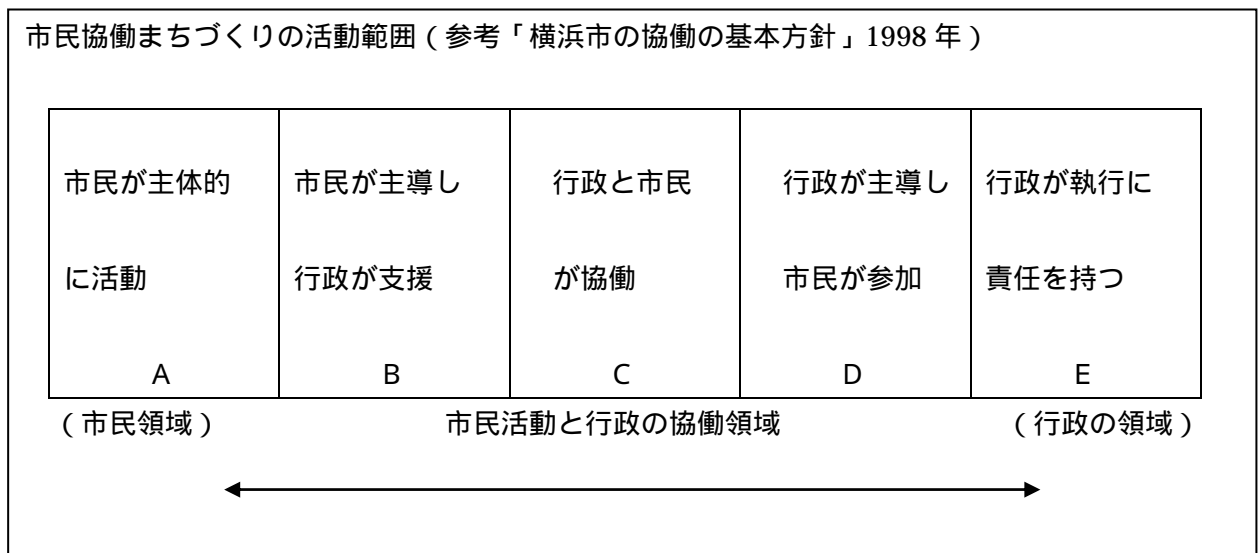
### 【課題】

市民がまちへの意識を高め、まちづくりに関わる機会を提供する仕組みづくりが必要となっています。行政課題だけではなく、市民からの事業提案も含め、市民と行政が共に受け止め合え、信頼関係の持てる仕組みが必要です。

## (2) 協働のまちづくりの範囲

協働のまちづくりの範囲には、行政が主導性・専権性を持つ領域から、市民の主導性・自立性が大きい領域まで幅広く含まれます。

協働のまちづくりの範囲について、横浜市では次の図で説明しています。Aは市民が主体的に活動する分野、Eは行政が執行に責任を持つ分野、その中間のCは行政と市民が対等な責任を負う分野を示しています。協働の取り組みはBからDの範囲で行われることが多いといわれていますが、行政の意思決定に関わる部分を除き広い意味での協働はどの分野でも可能であり、協働に聖域はないといわれています。



協働のまちづくりの事例として次の表に掲げるようなものが考えられます。

【参考事例】

<p>市民が主体となり得る活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅周辺など身近な道路の清掃や草取り</li> <li>・ 近所のお年寄りの見守り</li> <li>・ ごみ出し</li> <li>・ 地域における伝統芸能の保存や育成</li> <li>・ 各種ボランティア活動（行政支援を必要としないもの）</li> </ul>
<p>市民が主導する活動で、行政の支援が必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な川、公園、海岸清掃等でごみ袋、運搬車を行政が支援</li> <li>・ 市民活動のための公共施設の開放や利用システムの柔軟化</li> <li>・ 健康づくり（健康は市民各自の心がけが大切で、行政は検診事業等により支援）</li> <li>・ 地域における防犯パトロール</li> <li>・ 各種ボランティア活動への支援</li> </ul>
<p>市民と行政が対等な立場で協力し合っている事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの減量化</li> <li>・ リサイクル運動</li> <li>・ 子どもの健全育成</li> <li>・ 男女共同参画の実現</li> <li>・ 各種イベントへの参加・参画</li> <li>・ 防犯・防災活動</li> </ul>
<p>行政が主体となっていて行う事業で市民の参加・参画を必要とするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種委員会、審議会等への参画</li> <li>・ 各種事業の実施に伴う意見、アイデア募集</li> <li>・ ごみの収集</li> <li>・ 各種イベントへの参加・参画</li> </ul>

## 2 . 協働の取組み状況と課題

### ( 1 ) 取組み状況

蒲郡市における協働のまちづくりは、市民参画のまちづくりとして行われてきました。その多くは、蒲郡まつりや農林水産まつり等イベント的な企画に、行政からの呼掛けで市民も含めた実行委員会が作られる形で進められてきました。

近年、市民からまちづくりに対する建設的な提案が出され始め、行政側も市民参画を企画段階から取り入れ始めました。例えば次の表のような事例があります。

利用者(市民)が、いろいろな所で発言する機会が増え始めています。

蒲郡市の協働事例

事業種別	事業名	事業概要
ソフト 事業	人にやさしい街づくり計画策定 (平成7年)	全国的に「福祉のまちづくり」が進む中、蒲郡市では、福祉のまちづくりを担う人づくりに着目したことが特徴で、市民チームと部署を越えた行政職員チームそれぞれで検討を行い、市民的な視点に立ったまちづくり提案をすることができました。その成果として、鉄道高架事業に伴う高架駅のエレベーター設置が、高齢者や障害者の大きな運動が起きなくても計画されました。
	中心市街地活性化(TMO構想推進)事業 (平成12年)	大型店舗がまちの郊外に進出し、自分たちが生活する中心市街地が活気を失っていくことに歯止めをかけるため、商店街やボランティア、経済界、行政が議論を進め、チャレンジショップ等へとつながっていきました。
ハード 事業	おおつか児童館建設にあたっての地域検討会 (平成11年)	地域の中に安全で安心な子供の居場所づくりをするため、行政単独で企画・設置するのではなく、企画検討段階から子育て世代を越えて住民のヒヤリングを行った初の試みで、住民、行政にとって大きな挑戦でした。これをきっかけに現在、同地域では公園整備や公民館改修にも住民が参画しています。
	中央通り歩道整備 (平成9年)	中央通り発展会と住民は生活に視点を置き、安心して出かけられる商店街を考え、歩道のバリアフリー化に取り組みました。自分の将来設計の延長線上で、まちづくりを考える機会になりました。
	バリアフリーポイントーン「マンボウ」 (平成11年)	ヨットのまち蒲郡の海の玄関口として、まちの中心部に誰もが使えるレジャー用浮き桟橋を設置しました。計画段階から身体に障害のある人に参画してもらい、利用者の希望を設計者が直接聞いて設計しました。担当者は車椅子やアイマスクをしての歩行体験会から企画検討を始めました。



## (2) 課題

協働のまちづくりを検討する上で、何が問題なのか、何が不足しているのかを考えたとき以下のような点が掲げられます。

### 市民と行政とのコミュニケーション不足

市民一人ひとりが自主性を持ってまちづくりに参加するためには、市民と行政が日常的にコミュニケーションをとることが必要ですが、双方の情報が共有できていないのが現状です。また、行政内部でも、縦割り組織の弊害で、部署を越えての情報が共有されず、市民活動グループ(個人)の所有する貴重な情報が十分に活用されていません。

### 協働に未成熟な市民と行政

市民の中に積極的に行政と共にまちづくりに関わっていきこうという人が出てきたものの、相変わらず行政頼みの考えから抜けきれない人も多く、協働事業に参加しても、まちや地域全体の視点で判断できずに、個人的な意見だけを主張する人もいます。

また、これまでの行政は、国・県・市町村という縦社会で、補助金による縛りの中で運営されてきた面が多々あり、地方分権が進んできた今でも、この仕組みは完全にはなくなっただけではありません。市職員も市民の視点から問題解決にあたることに熟練していません。

協働のまちづくりをしていくとき、こうした双方の意識・体質を改善していく必要があります。

### 日常的な人材連携(ネットワーク)化の環境整備

人材の交流やネットワーク化など、つながりを調整することも必要です。市民活動や協働のまちづくり経験者が日常的に分野を越えて相互交流できる拠点があれば、まちづくりのリーダーとして人の輪を広げられることになり、交流から協力、さらには協働へと進展する可能性も増えます。社会的テーマを討論できる場が増えることで今後の協力者の能力向上や新たな出会いを促すことができます。

また、課題が発生してから集まる動きだけではこれまでと変わらない発想に終始してしまいがちです。会議室での堅苦しい話し合いだけでなく、人間的な魅力を感じながら楽しくまちづくりに関われる環境が重要です。

### 直接参加の前の関わりづくり

現在行われている先進的な事例では、手法として市民協働的なものが入り入れられた箇所はありますが、市民から求められていることは、「策定委員会」などの委員募集や「意識アンケート」が突然送られてくるのではなく、市民が社会的課題に注目する方策が必要ということではないでしょうか。例えば、広報がまごおりに特集原稿を掲載し、市民講座を行った上で策定委員を募集するなどの事前学習の機会を設けるこ

とで、市民が持つ「突然」という意識を和らげ、参加意欲を高める結果となります。また、市民も日頃から行政の施策や社会情勢に関心を持つ必要があります。

### 市民活動支援

#### ア) 活動のための場所の確保

個人の思いを語り合っ仲間を増やしたり、予約なしにいつでも使える談話室や新規団体を立ち上げたときに利用できる部屋が必要となります。

#### イ) 市民活動団体を所管する部署の設置

団体を所管する担当課がないと活動や事業に制約が多く、既存の行政組織では担当課が見当たらない市民グループもあります。また、継続的な活動を行おうとしたとき、場所、予算、人材の調達システムが必要となり窓口となる担当課が必要です。

#### ウ) 市民に参加を求める場合の配慮

市民に参加を求める場合、事業や会議の開催時間、託児所設置、交通利便性あるいはバリアフリー等の配慮をするとともに、市民が対等な立場で参加できるような考慮が必要です。

#### エ) 市民活動の啓発と人材育成

協働事業を実践する上で、責任の負える市民を育成し、実働する市民を増やすために、多くの市民を対象に研修会を実施したり、経験を積むことができる機会をつくる必要があります。



### 3 . 協働のまちづくりの条件

市民と行政が対等な関係を保ちながら協働のまちづくりを進めるためには、次の条件整備が必要です。

#### ( 1 ) 市民と行政とのコミュニケーションの必要性

協働のまちづくりを進めるために、行政は各部署の考え方だけにとらわれることなく、市民意識を常に把握できるようにする必要があります。部署ごとの狭いネットワークにとらわれない市民活動団体との情報交換を進めることが求められます。また、各部署で実施されている事務事業の情報を市民に提供し、理解されるよう企画段階から市民と共につくり上げるような発想が求められます。

市民もイベントづくりなどに積極的に参画し、組織との関わりに縛られることなく、人と人との信頼関係を育てられるような関わり方が求められています。

#### ( 2 ) 参加の可能性と機会を広げる工夫

これまでは、公益的なサービスの多くを行政が担ってきて、市民は地域の課題を自ら考え、参加する機会があまりありませんでした。このことによって市民の間に、行政へのお任せ主義が蔓延したことは否めません。

しかし、近年、家庭の中の社会問題である介護保険の開始によって、介護経験者の専門家や主婦が中心となってNPOなどを立上げています。市民グループがサービスの提供に積極的に参画し、地域の介護資源の一翼を担うほどに成長しています。

また、数年後には団塊の世代が定年を迎え、現役を退いた後も自らの経験を社会に役立てたいと考える人も数多くいるでしょうし、高齢化が進む中で元気に働きたいという高齢者も増えていきます。

こうした例に見られるように、自らの課題としてまちづくりを考え参加する意欲のある市民が、福祉分野だけではなく、教育、環境、スポーツ等多くの分野で増えていくことが予想されます。

こうした人たちに対し、協働のまちづくりに参加する可能性や機会を多くつくることが求められています。

#### ( 3 ) 市民と行政の役割確認

これまでは、まちづくりの企画・予算、公共サービスは行政が担い、市民はそこで生活し、活動してきました。しかし、近年、企業においては地域性や社会貢献が叫ばれる

時代になり、まちの緑化や清掃活動に参加する企業も増えてきました。また、市民の中にも、要望や希望を出すだけでなく、自らそうした要望を解決するノウハウや体制を整えられる市民が徐々に増え始めています。こうした社会的変化を前向きに捉え、社会整備やサービスを展開していくために、市民・行政はこれまでの役割り分担を再検討しなければなりません。実際の利用者へのアンケート調査に加え、利用者が直接携わるような役割り分担が求められています。

#### **(4) 先進事例の共有と市民による評価**

協働のまちづくりにおいては、特定の団体や一部の人の活動に偏る事を避けなければなりません。また、先進的な取り組みや成功した経験が市民に広く還元され、取り組みの経過や結果が市民から評価され、より良いものに進化する方策が必要です。

#### **(5) 市民活動団体への支援策**

地域課題や社会的課題改善のため、市民ニーズや市民団体の現状などの情報を集め、どんな連携が可能なのかを常に調査していく必要があります。

市民の生きがいがいづくりにとどまらず、市民がまちづくりを担う人へ成長できるような支援が必要です。

市民団体は、活動の負担が大きくなっても金銭的メリットが発生するわけでもないの、無理なく楽しめる範囲での活動になってしまい、いわゆるグループ活動の範囲で満足してしまいます。そして、活動が3年続くとマンネリ化と会員の固定化が始まり、5年過ぎるとグループの維持が困難になる傾向にあります。活動の展開やグループ運営など、常時相談可能な機関の設置が求められています。

現在でも、市民活動の内容によっては行政から支援されている企画もあります。しかし、今後若い世代や退職者等にまちづくりへの参加を期待するとき、既存のグループも含め、新規に参加する人への総合的な相談窓口や、支援担当が必要になります。

#### **(6) 公益性の高い市民活動団体に対する行政財産の活用**

現在、仮称「市民活動サポートセンター」では、市民活動の充実が協働のまちづくりや活発な市民社会を展開していく上で重要であるとの考えから、印刷機、インターネット閲覧用のパソコン、メールボックス、サロンスペース等を提供し、各活動の充実を支援しています。しかし、より充実した内容で継続を希望する団体が増え始めています。例えば市制50周年記念の音楽祭では、多くのイベントが市内各地で市民の努力により展開されています。市有地の使用や行政財産の有効活用等が図られ、行政との協働なし

ではなし得ない大規模な企画が実施され、多くの市民に喜ばれています。市民活動を盛んにし、協働のまちづくりを展開していくためには、会議室などの貸し館的な利用だけでなく、行政財産の使用も視野に入れた制度の構築が重要になってきます。

公益性の高い活動をしている団体が公益的団体として認められるルールづくりが必要となります。

## **(7) 各活動の評価と協働発展のための方策**

市民活動団体と行政の双方が互いの協働をどう評価しているのか確認できる機会や成果の報告会等をとおした第三者の評価が必要となります。

市民活動団体と行政が協働パートナーとして信頼関係を保ち、より発展していくために、互いの事業評価や社会的課題の確認検討を行うことが、双方の成長を促すことになります。

また、協働事業の結果、まちにどのような成果・影響を及ぼしたかは、次代の市民・行政双方にとって重要な手本となります。

互いに尊重し、協働事業の成果を見据えることは目的達成感や喜びを産み、次の展開や達成目標として受け取ることができます。活動の継続や、新たな活動の原動力とするため、政策的視点だけにとらわれず、関係者の熱意を促すような仕組みが必要です。

## 4 . 協働のまちづくり推進方策

協働のまちづくりは、これまでも一部の事業では行われてきました。しかし、これまでは個々の職員や担当部署の采配に委ねられ、組織としての明確な方針やルールが示されていませんでした。このことが、これまで行政に対し支援・協力してきた市民が不安と疑問を抱く要因のひとつでした。

こうした事態を打開し、経験と活動を積んできた市民の力を蒲都市の大切な財産としてとらえ、地方分権時代の特色あるまちづくりを市民の理解と参加により着実に進めていくために、この推進方策では「信頼・対等・役割分担」を重視し、社会的課題や行政事業だけではなく、人と人が関わり、ことを成すためのあり方に力点を置きます。時代の変化による修正もあり得ることを前提に、現時点での具体的な推進策を作成することとします。

### (1) 市民と行政との合意形成の環境づくり

市民と行政との合意形成の環境づくりは、協働のまちづくりの前提です。このため、これまで以上に行政情報の積極的な公表や市民情報を行政事業に活かす仕組み、パブリックコメントなど市民の意見が行政の意思決定過程に反映される仕組みづくりをします。「広報がまごおり」や市民電子会議室「書いてっ亭」が市民情報の交流の場となり、誰もが関心をもつ内容となるよう工夫します。

また、「ざっくばらん」やタウンミーティングのように、市民と行政が直接対等な関係で意見交換できる機会をつくり、双方向型のコミュニケーションによる合意形成のプロセスを重視します。

### (2) 協働モデル事業の推進

協働型まちづくり手法を取り入れた、公共事業や各種計画を開始し、協働の先進事例を普及します。協働まちづくり事業の実施を通じ、職員の意識改革を進め、協働をコーディネートする力を付けます。

市民と行政が双方の情報を共有し、多くの市民が参加したくなるような協働事業づくりを目指します。

### (3) 具体的な推進策

推進方策を具体化するため、「信頼」「対等」「明確な役割分担」の三つをキーワード

に、今後検討すべき項目を以下に例示します。実施に当たっては、市民活動団体の意向を尊重しながら具体化します。

<p>信 頼 関 係 づ く り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会、公聴会への市民の参加促進</li> <li>・ ホームページを活用した情報公開</li> <li>・ 出前講座などまちづくりに関心を引く方策づくり</li> <li>・ ワークショップを活用した、市民公開検討会の設置</li> <li>・ 政策決定過程への市民参加の制度化</li> <li>・ 行政情報発信の工夫</li> <li>・ すでに結果ありきの事業計画への参加要請の自粛</li> <li>・ 双方の協働事業化に関するノウハウの相互提供の場の設置</li> <li>・ 協働団体選定組織の設置</li> <li>・ 市民主体行事と行政主体行事の予算格差や開催時期の調整</li> <li>・ ニーズの把握、企画、評価の一体的な協働事業のあり方の啓発</li> </ul>
<p>対 等 な 関 係 づ く り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動実践者や経験者のデータバンクづくり</li> <li>・ 人材育成のプログラムづくりと実践</li> <li>・ 人材のネットワーク化～つながりから連携へ～</li> <li>・ 市民への参加意識の啓発             <ul style="list-style-type: none"> <li>各年齢層に対応したまちづくり参加プログラムづくり</li> <li>まちづくり要素を深めた市民向け講座の開設</li> <li>計画づくりの1～2年前からの講座やイベントづくり</li> </ul> </li> <li>・ 市民提案に応える行政づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>先進事例研究</li> <li>部署を越えたプロジェクト設置の仕組みづくり</li> <li>職員研修によるコーディネーター機能の強化</li> <li>市民からの異議申し立てを受け第三者機関の設置</li> <li>部署による格差のない協働推進体制整備</li> <li>市民提案に対する予算支援</li> <li>協働パートナーとしての団体に対する評価システム導入</li> <li>行政財産の活用策</li> <li>期待され魅力ある協働事業づくり</li> <li>NPO有給職員の人件費の必要性を認識した上での適切な委託費の積算</li> <li>一市民としての職員の市民活動参画</li> </ul> </li> <li>・ 市民活動団体の支援機能強化と活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動サポートセンター設置</li> <li>協働コーディネーター設置</li> <li>市内NPO連絡会の開催</li> <li>先進事例研究</li> <li>行政機関との定期的な連絡会の開催</li> </ul> </li> </ul>

	<p>協働パートナーとしての相互評価システム導入  協働事業の第三者評価  市民活動リーダー研修会の開催  運営支援講座の企画</p>
<p>明 確 な 役 割 分 担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と市民活動団体双方の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>目的・目標の共有</li> <li>相互理解</li> <li>対等の関係意識の確立</li> <li>透明性の確保</li> <li>評価の実施</li> </ul> </li> <li>・行政に求める役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整組織の確立</li> <li>NPOに対する適切な理解</li> <li>国・県からの指示が無くても社会課題に取り組む姿勢</li> <li>公共サービスの流れやルールの分かりやすい説明</li> <li>各部署の協働に対する温度差を是正するためのマニュアル作成</li> </ul> </li> <li>・市民活動団体に求める役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務</li> <li>公の資金を使う自覚と責任</li> <li>公共サービスの流れやルールの習得</li> <li>先進事例の研究と行政との連携</li> </ul> </li> </ul>

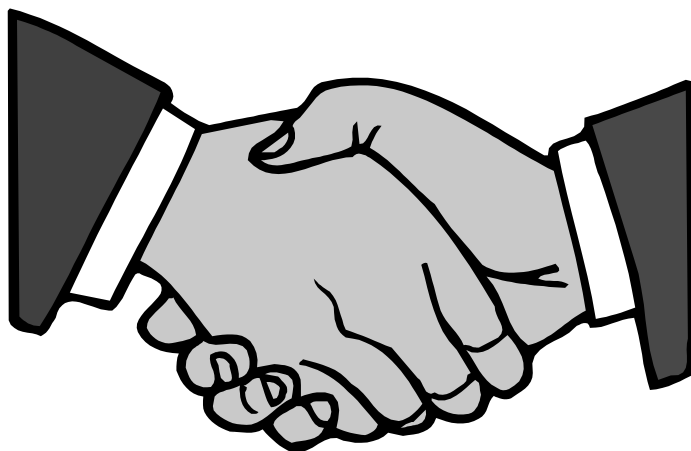


## おわりに

協働のまちづくりを進めるためには、この方針に掲げたように市民・行政双方が取り組まねばならない課題がいくつもあり、時間もかかります。しかし、一番大切なことは、市民・行政双方が「わがまち・蒲郡」を愛し、自分たちのまちを共に育てていく気持ちになることです。

市民も行政もそれぞれの役割分担を自覚し、この方針の内容を着実に実行することが求められます。

市民と行政が新たな関係を築き上げ、共に責任を持ってまちづくりに取り組んでいかなければなりません。



## 資 料

- ・ がまごおり協働まちづくり推進委員会設置要綱 . . . . 17
- ・ がまごおり協働まちづくり推進委員会名簿 . . . . . 18
- ・ がまごおり協働まちづくり推進委員会の審議経過 . . . . 19

## がまごおり協働まちづくり推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 真に市民の力を活かし、市民参加・参画型のまちづくりの推進を図るため、市民、NPO及び行政との協働によるまちづくりのあり方を検討する「がまごおり協働まちづくり推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民と行政との協働まちづくり推進のための指針及び計画策定に関すること。
- (2) その他協働まちづくりの推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、11人の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 市民活動団体の代表 5人
- (3) 一般公募市民 2人
- (4) 行政関係職員 2人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、指針及び計画策定の提言を行う日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長が指名した者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

### (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、特定非営利活動法人市民クラブ及び企画調整課が共同して処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

がまごおり協働まちづくり推進委員会 名簿

	氏 名	職名・所属等	区 分
会 長	和泉 潤	名古屋産業大学 教授	学 識 経 験 者
委 員	橋本 孝明	愛知工科大学 教授	
委 員	西川 良継	NPO法人 まちづくり会議	市民活動 団 体
副会長	金子 哲三	NPO法人 市民クラブ	
委 員	石川たづ子	ボランティア連絡協議会	
委 員	志賀 笑子	女性団体連絡協議会	
委 員	青山 義明	蒲郡青年会議所	
委 員	高橋 純生		公募市民
委 員	大竹富三江		
委 員	栗田 一衛	蒲郡市企画部長	行政関係
委 員	壁谷 満弘	蒲郡市社会福祉協議会	

オブザーバー	河治 豊弘	愛知県社会活動推進課 NPO 担当	15年度
オブザーバー	小田 実	愛知県社会活動推進課 NPO 担当	16年度

事務局 企画調整課、NPO法人 市民クラブ

がまごおり協働まちづくり推進委員会 審議経過

回数	日時	会議内容
第1回	平成15年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員選出経過報告</li> <li>・会長、副会長選出</li> <li>・市民参加型まちづくりの取組みや市民意識調査結果の紹介</li> <li>・会議の進め方について</li> <li>・検討すべき内容について</li> </ul>
第2回	平成15年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の位置づけについて</li> <li>・蒲郡市における協働事例について</li> <li>・委員会の役割について</li> <li>・指針に盛り込むべき内容について</li> </ul>
第3回	平成16年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員が関わっている活動と協働における自己評価</li> <li>・自己評価における好事例や反省点から見い出される指針に盛り込むべき内容</li> </ul>
第4回	平成16年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針たたき台に基づく盛り込むべき内容等の検討</li> </ul>
第5回	平成16年 6月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針たたき台に基づく盛り込むべき内容等の検討</li> </ul>
第6回	平成16年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針たたき台に基づく盛り込むべき内容等の検討</li> </ul>
第7回	平成16年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針たたき台の内容検討</li> </ul>
第8回	平成16年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針たたき台の内容検討</li> <li>・答申後の推進策について</li> </ul>
第9回	平成17年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針たたき台校正案について</li> <li>・指針名称について</li> <li>・答申後の展開策について</li> </ul>